人事異動

法　務　省

（最高検察庁検事）検事　山下　輝年
辞職を承認する（五月十日）
（大阪地方検察庁検事）検事　國井　弘樹
福岡地方検察庁検事に配置換する（五月十一日）
浅見　眞　伊藤　哲朗　押山　和範
海保　誠治　熊田　士朗　洪　恵子
島田　征夫　杉本　一重　長縄　友彰
名嶋　聰郎　西　謙二　野村　明男
藤倉　達郎　二村　久則　松山　恒昭
水口　章　三井　誠　三好　正弘
薬師寺公夫　安田まり子　山田　哲也
山田　寛
難民審査参与員に任命する（各通）（五月十六日）

公　告

諸　事　項

工場財団

東京都港区虎ノ門四丁目３番１号**昭和電線ケーブルシステム株式会社**の工場財団に相模原市中央区南橋本四丁目１番１号昭和電線ケーブルシステム株式会社相模原工場及び三重県いなべ市北勢町麻生田字下野1326番地１昭和電線ケーブルシステム株式会社三重工場及び宮城県柴田郡柴田町大字船岡字鍋倉１番地２昭和電線ケーブルシステム株式会社仙台工場及び愛知県豊川市御津町佐脇浜字２号地１番地10昭和電線ケーブルシステム株式会社愛知工場の機械器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成 28 年 5 月 25 日

横浜地方法務局相模原支局

公示送達

再審査請求人　京都府京都市東山区本町17―317
デトムワン東福寺103
山口　一男

上記の者に送達すべき平成27年労第45号障害関係再審査請求事件に関する裁決書の謄本は労働保険審査会（東京都港区芝公園１―５―32労働委員会会館内）が保管し、いつでも再審査請求人に交付するから、その受領方を申し出られたい。

労働保険審査官及び労働保険審査会法第50条において準用する同法第20条第２項ただし書及び第３項の規定により公示する。

平成 28 年 5 月 25 日

労働保険審査会会長　品田　充儀

（備考）裁決の主文及び年月日

平成27年労第45号障害関係再審査請求事件
裁決の主文　本件再審査請求を棄却する。
裁決年月日　平成27年12月18日

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 28 年 5 月 25 日

関東地方整備局長　石川　雄一

1　処分をした年月日　平成28年４月25日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社織田　織田　一　埼玉県八潮市中央１－３－13　国土交通大臣許可（特―27）第5511号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、石工事業、ほ装工事業、しゆんせつ工事業、造園工事業及び水道施設工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成28年３月31日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 28 年 5 月 25 日

関東地方整備局長　石川　雄一

1　処分をした年月日　平成28年４月25日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　テスコ株式会社　小林　千尋　東京都千代田区西神田１－４－５　国土交通大臣許可（特―25）第22664号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気通信工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成28年４月６日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 28 年 5 月 25 日

関東地方整備局長　石川　雄一

1　処分をした年月日　平成28年４月25日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社ビーエルビルド　銅直淳一郎　埼玉県川越市笠幡210　国土交通大臣許可（般・特―25）第20428号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（造園工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成28年３月29日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 28 年 5 月 25 日

関東地方整備局長　石川　雄一

1　処分をした年月日　平成28年４月25日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社ＭＡＲＵＷＡ　ＳＨＯＭＥＩ　神戸　　誠　東京都港区芝３―16―13ＭＡＲＵＷＡビル　国土交通大臣許可（般・特―26）第21175号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（管工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成28年４月６日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２７年（家）第３５００号
兵庫県尼崎市南武庫之荘８丁目10番６号
申立人　東　　孝治
本籍兵庫県尼崎市大庄北３丁目12番地、最後の住所兵庫県尼崎市稲葉元町１丁目１番23―205号、死亡の場所兵庫県尼崎市、死亡年月日平成27年４月22日、出生の場所兵庫県武庫郡大庄村、出生年月日大正13年３月15日、職業不詳
被相続人　亡　東　　正治
事務所　大阪市中央区北浜２丁目５番23号　小寺プラザ５階
相続財産管理人　弁護士　足立　　拓
神戸家庭裁判所尼崎支部

平成２８年（家）第３０１０５号
広島県廿日市市宮島町741番地の１
申立人　徳壽寺
本籍愛知県海部郡蟹江町舟入３丁目243番地、最後の住所広島県廿日市市宮島町甲741番地１、死亡の場所広島県廿日市市、死亡年月日平成27年２月18日、出生の場所愛知県海部郡蟹江町、出生年月日昭和15年10月18日、職業住職
被相続人　亡　服部　正瑞
事務所　広島市中区東白島町14番15号　ＮＴＴクレド白島ビル７階
相続財産管理人　弁護士　野曽原悦子
広島家庭裁判所

平成２８年（家）第３０６１号
熊本市中央区手取本町１番１号
申立人　熊本市
本籍京都市左京区吉田本町13番地、最後の住所京都市山科区御陵久保町60番地の８、死亡の場所京都市左京区、死亡年月日平成24年４月２日、出生の場所満州国牡丹江省東寧県東寧安寧巴神風街五、出生年月日昭和17年９月５日、職業不明
被相続人　亡　室園　照子
事務所　熊本市中央区新屋敷３丁目14番５号
相続財産管理人　司法書士　小山　鈴子
熊本家庭裁判所